

## 高知県福祉サービス利用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県福祉サービス利用支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に対し、予算の範囲内で補助する。

(1) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業

(2) 運営適正化委員会設置運営事業

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条並びに「運営適正化委員会等の設置要綱について」（平成12年6月7日社援第1353号本職通知）及び「運営適正化委員会における福祉サービスにおける苦情解決事業について」（平成12年6月7日社援第1354号本職通知）に基づき設置運営される運営適正化委員会において、運営監視合議体・苦情解決合議体の設置及び広報・啓発活動等を行うための体制整備を図り、福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決を行う事業

(補助基準額及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助基準額及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとし、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業費に係る収入額（寄附金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除

税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合若しくは補助事業に要する補助対象経費の各区分間の配分の変更(区分の配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更を除く。)をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和39年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (7) 補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。
- (8) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。
- (9) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 県税の滞納がないこと。

(概算払)

第6条 知事は、補助事業を遂行するため必要があると認めるときは、概算払をす

ることができる。

- 2 補助事業者は、概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

- (1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (2) 高知県社会福祉協議会又は補助対象事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年2月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

(失効期限等)

- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第6号まで及び第8号、第7条第3項並びに第8条の規定については、同日以降もなおその効力を有するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年3月5日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年6月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年9月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 日常生活自立支援事業

補助基準額	補助対象経費
知事が別に定める額	補助事業を行うために必要な次の経費 給料（生活支援員に対する給与にあつては、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。）、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料及び手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）並びに助成金

2 運営適正化委員会設置運営事業

補助基準額	補助対象経費
知事が別に定める額	補助事業を行うために必要な次の経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び修繕料）使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費及び手数料）並びに備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）

別表第2（第5条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
社会福祉法人  
高知県社会福祉協議会  
代表者名  
生年月日

### 補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県福祉サービス利用支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度高知県福祉サービス利用支援事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

### 記

1 補助金交付申請額 円

2 補助事業の目的及び内容

### 3 添付書類

- (1) 高知県福祉サービス利用支援事業費補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 支出予定額内訳書（別紙2-1及び別紙2-2）
- (3) 事業計画書（別紙3-1及び別紙3-2）
- (4) 収支予算書抄本（別紙4）
- (5) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税の納税義務がない場合は申立書（別紙5））
- (6) (1)から(5)までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

## 別紙 1

## 高知県福祉サービス利用支援事業費補助金所要額調書

事業名	総事業費 A	収入額 B	差引き額 (A-B) C	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	選定額 (C、D及びE のうちいずれ か少ない額) F	県補助 基本額 G	県補助 所要額 H	備考
日常生活自立支援事業	円	円	円	円	円	円	円	円	
運営適正化委員会設置運営事業									

- (注) 1 B欄は、寄附金を除いた収入額を記入してください。  
2 F欄の1,000円未満の端数については、これを切り捨ててください。

別紙 2 - 1 (日常生活自立支援事業)

支出予定額内訳書

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
<p>給 料 ( 名 ) (生活支援員)</p> <hr/> <p>職 員 手 当 等 ( 名 )</p> <p>共 済 費 ( 名 )</p> <p>報 償 費</p> <p>旅 費</p> <p>需 用 費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕料 使用料及び賃借料</p> <p>役 務 費 通信運搬費 保険料 手数料</p> <p>委 託 料 (委託先ごとに詳細に 記入してください。)</p> <p>備 品 購 入 費 助 成 金</p>	<p>円</p>	
<p>合 計</p>		

(注) 専門員の増員を検討している場合は、専門員の増員に係る支出予定額を別に記入してください。

別紙 2 - 2 (運営適正化委員会設置運営事業)

支出予定額内訳書

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
<p>給 料</p> <p>職 員 手 当 等</p> <p>共 済 費</p> <p>報 償 費</p> <p>旅 費</p> <p>需 用 費</p> <p>    消耗品費</p> <p>    印刷製本費</p> <p>    修繕料</p> <p>使用料及び賃借料</p> <p>役 務 費</p> <p>    通信運搬費</p> <p>    手数料</p> <p>備 品 購 入 費</p>	<p>円</p>	
合 計		

別紙 3 - 1 (日常生活自立支援事業)

事業計画書

実施主体			
事業名	日常生活自立支援事業		
実施体制	常勤職員	名	非常勤職員
			名
事業計画	(1) 事業に係る援助体制予定		
	(ア) 委託する場合	事業対象地域	事業内容
	担当専門員の職歴及び経験年数を記入してください。		
	(イ) 委託しない場合	事業対象地域	事業内容
	担当専門員の職歴及び経験年数を記入してください。		
		市町村数 ( )	
	市町村数 ( )		

事業計画	<p>(2) 契約締結審査会の開催予定（委員会設置要綱、委員名簿等を添えてください。）</p> <p>(3) 関係機関連絡会議の開催予定（会議出席者リスト等を添えてください。）</p> <p>(4) 専門員及び生活支援員の研修実施予定</p> <p>(5) 広報・啓発実施予定（県社協及び専門員ごとに記入してください。）</p>
------	--

(6) 事業のニーズの把握について

(ア) ニーズ把握のためにこれまで行ってきたこと。

(イ) ニーズ把握により得られた情報（対象者となる認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の人数等を記入してください。）

(ウ) ニーズ把握のためにこれから行うこと。

(7) 事業実施上の課題及び問題点



別紙 3 - 2 (運営適正化委員会設置運営事業)

事業計画書

1 事務局員 (非常勤を含む。) の配置予定

役 職	氏 名	配属年月日	経験年数	取得資格	常勤・非常勤
常 勤	合計	人			
非常勤	合計	人			

2 選考委員会の構成委員

氏 名	属性 (利用者代表、経営者代表又は公益代表)	所 属 等	備 考
選考委員数	合計	名	

3 運営適正化委員会 (本会議) の開催予定

開催予定回数	合計	回
開催予定 (議事等)		

4 運営監視合議体の構成員及び開催予定

氏 名	属性 (公益代表、利用者代表、提供者代表、法律、医療、福祉等)	所 属 等	備 考
構成員数	合計	名	

開催予定回数	合計	回
開催予定（議事等）		

5 苦情解決合議体の構成員及び開催予定

氏名	属性（社会福祉、法律又は医療）	所属等	備考
構成員数	合計	名	

開催予定回数	合計	回
開催予定（議事等）		

6 広報・啓発実施予定

パンフレット作成	有・無
	部

実施予定内容等
---------

7 研修実施予定

研修予定回数	独自開催	回
	全国開催	回
	ブロック開催	回
合計		回

研修の概要等

8 巡回指導実施予定

巡回指導予定回数	回
----------	---

資料作成	有・無
------	-----

巡回指導実施予定の概要等

9 調査研究活動実施予定

事例集作成	有・無
-------	-----

活動予定内容の概要等

10 関係機関との連携方法

11 事業実施上の課題及び問題点

別紙4

高知県福祉サービス利用支援事業費補助金 収支予算書抄本

収 入				支 出							備 考	
科 目	予 算			収入予定額	科 目	予 算			うち県補助 金相当額	支出予定額	うち県補助 金相当額	
	当初		計			当初		計				

これは、令和 年度高知県福祉サービス利用支援事業費補助金収支予算書の抄本に相違ありません。

令和 年 月 日

高知県社会福祉協議会 代表者名

- (注) 1 支出予定額内訳書の該当経理区分に基づき記入してください。  
 2 収入の予算にあつては当初予算額の区分及び計を、支出の予算にあつては当初予算額区分及び計を明らかにして記入してください。  
 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入してください。

別紙 5

申 立 書

令和 年度高知県福祉サービス利用支援事業費補助金の交付申請にあたり、  
当団体は県税の納税義務がないことを申し立てます。

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

第2号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
社会福祉法人  
高知県社会福祉協議会  
代表者名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知 第 号で補助金の交付の決定通知がありました令和 年度高知県福祉サービス利用支援事業を変更（中止・廃止）したいので、高知県福祉サービス利用支援事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 補助金既交付決定額        | 円 |
| 2 今回補助金増額（減額）交付申請額 | 円 |
| 3 変更（中止・廃止）事項      |   |
| 4 添付書類             |   |
| （1） 収支予算書抄本（別紙）    |   |
| （2） 変更（中止・廃止）理由書   |   |

別紙

高知県福祉サービス利用支援事業費補助金変更収支予算書抄本

収 入				支 出							備 考	
科 目	予 算			収入予定額	科 目	予 算			うち県補助 金相当額	支出予定額	うち県補助 金相当額	
	当初		計			当初		計				

これは、令和 年度高知県福祉サービス利用支援事業費補助金変更収支予算書の抄本に相違ありません。

令和 年 月 日

高知県社会福祉協議会 代表者名

- (注) 1 支出予定額内訳書の該当経理区分に基づき記入してください。
- 2 収入の予算にあつては当初予算額又は補正予算額の区分及び計を、支出の予算にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分及び計を明らかにして記入してください。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入してください。

第3号様式（第6条関係）

概算払請求書

金 円

高知県福祉サービス利用支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、令和 年度高知県福祉サービス利用支援事業費補助金（交付決定通知番号 高知県指令 第 号）を下記のとおり概算交付されますよう請求します。

記

補助金交付決定額 円  
既交付額 円  
今回請求額 円

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
社会福祉法人  
高知県社会福祉協議会  
代表者名

※ 銀行振込先

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
		普通・当座	

第4号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
社会福祉法人  
高知県社会福祉協議会  
代表者名

事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変  
更）交付の決定通知がありました令和 年度高知県福祉サービス利用支援事業  
が完了しましたので、高知県補助金等交付規則第11条第1項及び高知県福祉サー  
ビス利用支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告しま  
す。

記

1 補助金精算額

金 円

2 補助金受入年月日

令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 高知県福祉サービス利用支援事業費補助金精算書（別紙1）
- (2) 支出済額内訳書（別紙2-1及び別紙2-2）
- (3) 事業実績報告書（別紙3-1及び別紙3-2）
- (4) 収支決算（見込み）書抄本（別紙4）
- (5) (1)から(4)までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

別紙1

高知県福祉サービス利用支援事業費補助金精算書

事業名	総事業費	収入額	差引き額 (A-B)	対象経費 支出済額	基準額	選 定 額 (C、D及びE のうちいずれか少ない 額)	県 補 助 基 本 額	県 補 助 所 要 額	県補助金 交 付 決 定 額	県補助金 受入済額	県補助金 過不足額	備 考
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
日常生活 自立支援事業												
運営適正化委 員会設置運営 事業												

- (注) 1 B欄は、寄附金を除いた収入額を記入してください。  
2 F欄の1,000円未満の端数については、これを切り捨ててください。

別紙 2 - 1 (日常生活自立支援事業)

支出済額内訳書

区 分	支出済額	積 算 内 訳
<p style="text-align: right;">円</p> <p>給 料 ( 名 ) (生活支援員) 職 員 手 当 等 ( 名 ) 共 済 費 ( 名 ) 報 償 費  旅 費  需 用 費     消耗品費     燃料費     印刷製本費     修繕料     使用料及び賃借料 役 務 費     通信運搬費     保険料     手数料 委 託 料 (委託先ごとに詳細に 記入してください。)</p> <p>備 品 購 入 費 助 成 金</p>		
合 計		

(注) 専門員の増員を検討している場合は、専門員の増員に係る支出予定額を別に記入してください。

別紙 2 - 2 (運営適正化委員会設置運営事業)

支出済額内訳書

区 分	支出済額	積 算 内 訳
<p style="text-align: right;">円</p> <p>給 料</p> <p>職 員 手 当 等</p> <p>共 済 費</p> <p>報 償 費</p> <p>旅 費</p> <p>需 用 費</p> <p style="padding-left: 20px;">消耗品費</p> <p style="padding-left: 20px;">印刷製本費</p> <p style="padding-left: 20px;">修繕料</p> <p>使用料及び賃借料</p> <p>役 務 費</p> <p style="padding-left: 20px;">通信運搬費</p> <p style="padding-left: 20px;">手数料</p> <p>備 品 購 入 費</p>		
合 計		

事業実績報告書

実施主体			
事業名	日常生活自立支援事業		
実施体制	常勤職員	名	非常勤職員
			名
事業実績	(1) 事業に係る援助体制状況		
	(ア) 委託した場合	事業対象地域	事業内容
	担当専門員の職歴及び経験年数を記入してください。		
	(イ) 委託しなかった場合	事業対象地域	事業内容
	担当専門員の職歴及び経験年数を記入してください。		
		市町村数 ( )	
		市町村数 ( )	

事業実績	<p>(2) 契約締結審査会の開催状況（開催日、参加者等を記入してください。）</p> <p>(3) 関係機関連絡会議の開催状況（開催日、参加者等を記入してください。）</p> <p>(4) 専門員及び生活支援員の研修実施状況（開催日、参加者等を記入してください。）</p> <p>(5) 広報・啓発実施状況（県社協及び専門員ごとに日付等を具体的に記入してください。パンフレットの配布先を記入してください。）</p>
------	--

(6) 事業のニーズ把握について

(ア) ニーズ把握のためにこれまで行ってきたこと
(イ) ニーズ把握により得られた情報（対象者となる認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の人数等を記入してください。）
(ウ) ニーズ把握のための課題

(7) 事業の実施結果

(ア) 委託した場合 対象市町村数 ( )		
委 託 先	相談件数（認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者別に記入してください。）	左のうち、契約に結びついた件数 (種別ごとに記入してください。)
(イ) 委託しなかった場合 対象市町村総数 ( )		
ブロック別	相談件数（認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者別に記入してください。）	左のうち、契約に結びついた件数 (種別ごとに記入してください。)
	市町村数 ( )	
	市町村数 ( )	



(9) サービス利用時間等実績

市町村別		日常支援		預かり支援		利用料計 (円)
		時間数	利用料 (円)	件数	利用料(円)	
	契約者数					
	うち生保					
	契約者数					
	うち生保					
	契約者数					
	うち生保					
	契約者数					
	うち生保					
	契約者数					
	うち生保					
合 計	契約者数					
	うち生保					

備考 生保：生活保護受給世帯  
 日常支援：福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス  
 預かり支援：書類等の預かりサービス

(10) 専門員及び生活支援員が事業を実施して感じたこと。(ブロックごとに記入してください。)

ブロック名	専門員	生活支援員

(11) 事業評価

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to provide their business evaluation. The box occupies most of the page below the header.

別紙 3 - 2 (運営適正化委員会設置運営事業)

事業実績報告書

1 事務局員 (非常勤を含む。) の配置状況

役 職	氏 名	配属年月日	経 験 年 数	取 得 資 格	常 勤 ・ 非 常 勤
常 勤	合 計	人			
非 常 勤	合 計	人			

2 苦情解決の状況

苦情受付状況 (月別)

項目 月	苦 情						その他問 い合わせ 等	合 計
	受 付	苦情解決の結果						
		相 談 助 言	紹 介 伝 達	あ っ せ ん	通 知	そ の 他		
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
1								
2								
3								
合 計								

あっせんに係る平均処理期間	平均	日
---------------	----	---

3 選考委員会の構成委員

氏名	属性（利用者代表、経営者代表又は公益代表）	所属等	備考
選考委員数	合計	名	

4 運営適正化委員会（本会議）の開催状況

開催回数	合計	回
開催状況（議事等）		

5 運営監視合議体の構成員、開催状況

氏名	属性（公益代表、利用者代表、提供者代表、法律、医療、福祉等）	所属等	備考
構成員数	合計	名	

開催回数	合計	回
開催状況（議事等）		

6 苦情解決合議体の構成員、開催状況

氏名	属性（社会福祉、法律又は医療）	所属等	備考
構成員数	合計	名	

開催回数	合計	回
開催状況（議事等）		

7 広報・啓発実施状況

パンフレット作成	有・無
	部

実施内容等
-------

8 研修実施状況

研修実施回数	独自開催	回
	全国開催	回
	ブロック開催	回
合計		回

研修の概要等

9 巡回指導状況

巡回指導回数	回
資料作成	有・無

巡回指導の概要等

10 調査研究活動状況

事例集作成	有・無
-------	-----

活動内容の概要等

11 関係機関との連携方法

12 事業実施上の課題及び問題点

高知県福祉サービス利用支援事業費補助金収支決算（見込み）書抄本

収 入				支 出							備 考	
科 目	予 算			収入済額	科 目	予 算			うち県補助 金相当額	支出済額	うち県補助 金相当額	
	当初		計			当初		計				

これは、令和 年度高知県福祉サービス利用支援事業費補助金収支決算（見込み）書の抄本に相違ありません。

令和 年 月 日

高知県社会福祉協議会 代表者名

- (注) 1 支出済額内訳書に基づき記入してください。  
 2 収入の予算にあつては当初予算額又は補正予算額の区分及び計を、支出の予算にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分及び計を明らかにして記入してください。  
 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入してください。

第5号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地  
社会福祉法人  
高知県社会福祉協議会  
代表者名  
生年月日

高知県福祉サービス利用支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定（変更決定）を受けました補助金について、高知県福祉サービス利用支援事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

内容

補助金の確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告により減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）、その他参考となる資料を添えてください。